

市営住宅

空き家入居の登録受け付け

市営住宅の空き家入居希望者の登録を募集します。これは、市営住宅に空き家が生じたときに、入居する方をあらかじめ登録しておくものです。

【申込資格】

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者・事実上婚姻関係にあるものを含む)がある。ただし、次に該当する方などは単身でも申し込みできます。
 - 昭和31年4月1日以前に生まれた方
 - 1~4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 精神保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者で次に該当する方
 - (ア)一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方



② 市川市に平成23年1月1日までに住民登録または外国人登録をし、引き続き居住している

③ 市税を滞納していない

④ 平成22年の収入が基準額以下である(収入のとなえかたは、前年の途中で就職・退職・転職した場合、世帯に二人以上稼働者がいる場合などケースによって異なります)ので、詳しくは6月16日(木)以降に配布する募集案内をご覧ください

⑤ 申込者または同居しようとする親族が、自己名義の住宅を所有している場合や暴力団員である場合は、申し込みできません

⑥ 自己と同程度以上の収入を有する者を連帯保証人として立てられること

※東日本大震災により住宅が滅失した方(被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者などの方)も申し込むことができます。必ず申し込みの前に相談ください。

※家族を不自然に分割または合併している場合などは申し込みできません

【受付期間・場所】

6月16日(木)~30日(木)午前8時45分~午後5時(土日祝日は除く)

市役所3階3-A会議室と行徳支所2階多目的ホールで申込書・募集案内を配布します

郵送希望の方は、「募集案内希望」と明記し200円切手を同封の上、市営住宅課(〒272-8501※住所不要)へお申し込みください。なお、募集期間中はホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】

6月30日(木)午後5時までに申込書と添付書類を受付場所に持参するか、市営住宅課へ郵送してください。郵送の場合は同日までの消印有効とします。

【登録者数】

住宅困窮度判定基準によって判定した住宅困窮度の高い上位100人程度を登録します。(年間の空き家発生戸数を50戸程度と見込んでいます)

所得のある方が1人の場合の収入基準早見表

(1) 給与所得者の場合(平成22年の税込み総収入金額)				
世帯員数	1人	2人	3人	4人
一般世帯	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下
高齢者世帯 障害者世帯	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下
(2) 事業所得の場合(平成22年の必要経費控除後の所得金額)				
世帯員数	1人	2人	3人	4人
一般世帯	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下
高齢者世帯 障害者世帯	2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下

高齢者世帯とは、申込者本人が60歳以上(経過措置として昭和31年4月1日以前に生まれた方も含む)で、かつ入居しようとする家族全員が60歳以上(経過措置として昭和31年4月1日以前に生まれた方も含む)または18歳未満である世帯です。(昭和31年4月1日以前に生まれた方の単身者は、全て高齢者世帯となります)

障害者世帯とは、申込者本人または入居しようとする家族の中に、次のいずれかに該当する障害者がいる世帯です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1~4級の身体障害者の方
- ② 1~2級の精神障害者の方、または同程度の知的障害者の方

なお、満16歳以上満23歳未満の扶養親族がいる世帯、寡婦(夫)世帯など、世帯の特性によっては収入(所得)から控除する金額が異なる場合があります。詳しくは募集案内でご確認ください。

☎334-1338市営住宅課

パブリックコメント

ご意見をお寄せください

〔仮称〕市川市DV防止基本計画(案)について

市では、市川市男女共同参画基本計画を改定し、男女共同参画を推進していく際の8つの主要課題の1つである「人権を侵害する暴力の根絶」の中で、DV対策の取り組みを進めてきました。今後は、DV防止と被害者の保護・自立支援をより「層きめ細かに、また総合的かつ計画的に進めていく必要があることからDV防止基本計画の策定を進めています。この度、同計画案がまとまりましたので、市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行います。

募集期間 6月11日(土)~7月11日(月)

閲覧場所 男女共同参画課(男女共同参画センター)、市政情報センター、市政情報コーナー(中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター)

市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体、本件に利害関係を有する方及び関心を持つ人

申意見用紙に「〔仮称〕市川市DV防止基本計画(案)に対する意見」、住所・氏名(フリガナ)または団体名(担当者氏名)を書き、男女共同参画課(〒272-0034市川1-24の2。FAX3322-68888)・市ホームページのパブリックコメントからも提出できます。

☎3322-6700男女共同参画課

市川市景観計画(改正原案)について

市では、平成18年4月に「市川市景観計画」を策定し、景観まちづくりを進めてきました。本計画は、景観まちづくりの初期段階のものとして、市全域を対象とした緩やかなものとなっています。本計画の策定から5年が経過し、良好な景観形成への意識が高まってきたことを受けて、より一層地域特性を活かせる計画とするため、本計画の改正を検討しています。

この度、改正の原案がまとまりましたので、市民の皆さんにお知らせするとともに、広く意見の募集を行います。

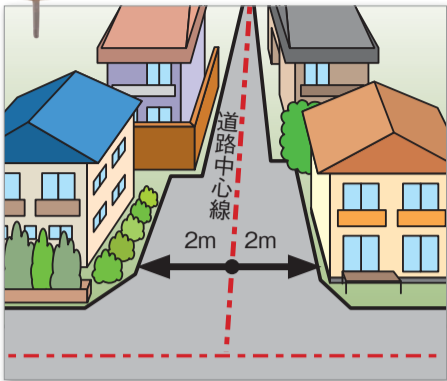
閲覧場所 都市計画課景観担当室、市政情報センター及び市ホームページ

市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体、本件に利害関係を有する方及び関心を持つ方

申意見用紙に「市川市景観計画(改正原案)に対する意見」、住所・氏名(フリガナ)または団体名(担当者氏名)を書き、7月5日(火)まで(消印有効)に都市計画課景観担当室(〒272-8501※住所不要)に郵送、FAX336-80024または持参。市ホームページからも提出できます。

☎3341402同担当室

狭あい道路対策事業補助金



7月から建築物の建築を行う際の幅4m未満の道路におけるセットバック部分を市に寄付していただける場合、測量分筆登記費用及び舗装等の整備費用の一部を助成します。

なお、私道の場合や分譲住宅などは対象となりません。詳しくは、ホームページをご覧ください。建築審査課にお問い合わせください。

補助の内容

- ・測量分筆登記に対する一部補助(一律20万円)
- ・舗装側溝等整備に対する一部補助(限度額80万円)

申問 ☎334-1427
建築審査課

エコライフ推進員募集

市では、第9期エコライフ推進員を募集します。エコライフ推進員は、地球にやさしい生活(エコライフ)を市と協働で普及する市民アドバイザーです。自治会や学校、公民館行事に参加し、省エネルギーの工夫などを紹介しています。



委嘱期間：9月～平成25年8月までの2年間

報 償 金：月2,000円

活動内容：全体会議(年4回)、研修(視察、講義、実務など)、啓発、活動報告会(年1回)など

■市内在住・在勤で、自身で地球温暖化対策に関する活動(エコライフなど)を実践している、またはエコライフに興味のある方、15人

■はがきに住所・氏名・年齢・職業・電話番号、エコライフに関する活動経歴を書き、6月25日(土)必着で環境政策課(〒272-0023南八幡2-18-9)。後日、面接日程などを連絡します。

問 ☎320-3976同課

廃棄物の屋外焼却は禁止

廃棄物を屋外で焼却すると、煙や臭いによって近所に迷惑が掛かります。また、設備が整わない状態で焼却すると、ダイオキシン類など有害な物質を発生させて大気汚染の原因にもなります。屋外焼却は、風俗習慣上のものなど一部の例外を除いて禁止され、違反者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。また、例外的に認められた屋外焼却でも、近隣住民から苦情が寄せられた場合は、指導の対象になります。



事業系ごみは

「家庭用のごみ集積所」に出すことはできません

店舗や事務所、飲食店などから出る書類、段ボール、残飯、茶殻などのごみ(事業系一般廃棄物)は、量にかかわらず、次の方法で処理してください。

①クリーンセンターに直接搬入

日 月～土曜日午後1時～4時(祝日を除く)

場 クリーンセンター(田尻1003)

¥10kgにつき189円

※処理できないごみもありますので、同センター(☎328-2326)へお問い合わせください。

②専門業者に委託(有料)

市が許可した収集運搬業者と、費用(ごみの量や収集頻度により異なる)などについて確認してから契約してください。

◎住居併用で少量排出事業所の場合は、面積や排出量などの要件により、家庭ごみ集積所に出せる免除規定がありますので、お問い合わせください。

問 ☎320-3972廃棄物対策課

耐震関係の助成制度

建築物の対象事業

市では、皆さんが現に所有しお住まいの住宅が、地震に強いかどうかを市登録の耐震診断士が調査する場合や、調査した結果、耐震性が低い建物について補強工事を行う場合に、その費用の一部を助成しています。

◆助成対象となる建築物

- ・昭和56年5月31日以前の建築で、自身が所有し居住する建物。
- 【木造住宅】在来工法で建てた2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅。
- 【分譲マンション】S造、RC造、SRC造の3階建て、1,000㎡以上のマンション。

◆助成の内容

- ・耐震診断に要した費用の一部助成
- ・耐震診断の結果、耐震性が低い建物の耐震設計に要する費用の一部助成
- ・耐震補強設計に基づいて行なわれる、耐震改修工事及び工事監理に要した費用の一部助成
- ・木造住宅のみ耐震改修工事に伴って行なわれる、リフォーム工事に要した費用の一部助成

危険コンクリートブロック塀等対策事業

道路に面したコンクリートブロック塀が危険な状態だと、地震の時に倒壊の恐れがあることはもちろん、救助作業などについても支障をきたします。市では危険コンクリートブロック塀の撤去・改修・補強について、その費用の一部を助成しています。

◆助成の内容

- ・危険コンクリートブロック塀を撤去した費用の一部助成
 - ・危険コンクリートブロック塀を撤去し、アルミフェンスなどを設置した費用の一部助成
 - ・危険コンクリートブロック塀を補強した費用の一部助成
- なお、生け垣を設置される場合は、『生け垣助成制度』が有りますので詳細については、緑の基金(☎318-5760)までお問い合わせください。

問 ☎704-0274建築指導課

固定資産税の特例措置

長期優良住宅を新築した場合

要件 平成21年6月4日以降に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により市川市の認定を受け、平成24年3月31日までの間に新築された住宅であること。※認定を受けるには、着工前に建築審査課に認定申請をする必要があります。(認定受理後に着工)

軽減額 新築から5年度分(中高層耐火建築物にあつては7年度分)の固定資産税額の2分の1。(限度額1戸当たり120平方メートル相当分まで)

申請 長期優良住宅の「認定通知書」を持って市固定資産税課へ。

省エネルギー改修工事をした場合

要件 平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸除く)で①窓(二重サッシ化、復層サッシ化など)②床③天井④壁の断熱改修工事①は必須を平成25年3月31日までに、工事費用が30万円以上。それぞれの部位が現行の省エネ基準に適合していること。

軽減額 工事の翌年度分に限り固定資産税額の3分の1。(限度額1戸あたり120平方メートル相当分まで)

申請 改修後3カ月以内に市固定資産税課へ。

バリアフリー改修工事をした場合

要件 ①65歳以上②介護保険法の要介護または要支援認定③障害を持っている、①②③のいずれかに該当する方が居住する平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸除く)で、補助金を除く自己負担30万円以上の費用で平成25年3月31日までに廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段勾配の緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、トイレの改良、床表面の滑り止め化のいずれかを行った住宅。

軽減額 工事翌年度分に限り固定資産税額の3分の1。(限度額1戸あたり100平方メートル相当分まで)

申請 改修後3カ月以内に市固定資産税課へ。

耐震改修工事をした場合

要件 昭和57年1月1日以前に旧建築法に基づき建てられた住宅で、1戸あたり30万円以上の費用で平成27年12月31日までに建築基準法の現行耐震基準に適合した工事を行ったもの。

軽減額 改修家屋(限度額1戸あたり120平方メートル相当分まで)の固定資産税額の2分の1。平成23・24年の改修は翌年度から2年間、平成25・27年の改修は翌年度のみ。

申請 改修後3カ月以内に市固定資産税課へ。
問 ☎334-1121同課